

令和6年度介護報酬改定における  
改定事項について  
(令和7年度から義務化)

1



# 目次

P4・5

業務継続計画未策定事業所に対する減算

P6~10

高齢者虐待防止措置未実施減算

P11~14

身体的拘束等の適正化の推進

P15

同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

P16

内容及び手続きの説明及び同意

# 目次

P 17

「書面掲示」規制の見直し

P 18~21

算定要件の見直しがあった加算

# 業務継続計画未策定事業所に対する減算

4

## 概要

- 感染症や災害時でも、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症もしくは災害のいずれかまたは両方の業務継続計画が策定できていない場合、基本報酬を減額。

## 減算

- 施設・居住系サービス：所定単位数の100分の3に相当する単位数
- その他サービス：所定単位数の100分の1に相当する単位数

## 算定要件

- 業務継続計画を未策定の場合
- 業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合

# 業務継続計画未策定事業所に対する減算

5

## 業務継続計画に記載すべき項目

### 1. 感染症に係る業務継続計画

イ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）

### 2. 災害に係る業務継続計画

イ 非常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）

ロ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応対策等）

ハ 他施設及び地域との連携

○研修は定期的（年1回以上（施設系は年2回以上））に実施（新規採用時には別途実施）

○訓練は、業務継続計画に基づき、施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する。ケアの研修等を定期的（年1回以上（施設系は年2回以上））に実施。

# 高齢者虐待防止措置未実施減算

6

## 高齢者虐待の防止に関する措置

### 1. 虐待防止検討委員会

事業所、施設における、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

### 2. 指針の整備

事業所、施設における、虐待の防止のための指針を整備する。

### 3. 定期的な研修の実施

事業所、施設において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。

### 4. 担当者

上記の1～3に掲げる、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。

# 高齢者虐待防止措置未実施減算

7

## 虐待防止検討委員会

### メンバー

- 管理職を含む幅広い職種で構成
- 虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。
- 他の会議体と一体的に実施することは可能

### 検討内容

- 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 等

### 実施開始

- 年1回以上

# 高齢者虐待防止措置未実施減算

8

## 指針の整備

- 事業所等における虐待の防止に関する基本的考え方
- 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- 成年後見制度の利用支援に関する事項
- 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- その他虐待の防止の推進のために必要な事項

# 高齢者虐待防止措置未実施減算

9

## 定期的な研修の実施

### 方法

- ・ 指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的に研修を実施
- ・ ※新規採用職員には必ず実施すること

### 内容

- ・ 虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもの。

### 実施回数

- ・ 年1回以上（居住系、施設系は年2回以上）

## 担当者の設置

高齢者虐待防止の措置を適切に実施するための担当者を配置する。

# 高齢者虐待防止措置未実施減算

10

## 概要

- ・ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の定める等の措置ができていない場合、基本報酬を減額。

## 減算

- ・ 所定単位数の100分の1に相当する単位数

## 算定要件

- ・ 虐待の防止等の必要な措置を講じられていない場合

# 身体的拘束等の適性化の推進

11

## 概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
  - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
  - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

## 基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
  - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
  - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
  - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
  - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

# 身体拘束廃止未実施減算

12

## 概要

- ・ 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施が出来ていない場合は、基本報酬を減算。

## 減算

- ・ 小規模多機能型居宅介護：所定単位数の100分の1に相当する単位数
- ・ 認知症対応型共同生活介護：所定単位数の100分の10に相当する単位数

## 算定要件

- ・ 身体拘束等の適正な措置が講じられていない場合

# 身体拘束廃止未実施減算

## 1 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会

13

### メンバー

- ・ 管理職を含む幅広い職種で構成
- ・ 身体的拘束等の適正化に関する専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。
- ・ 他の会議体と一体的に実施することは可能

### 検討内容

- ・ 委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。

### 実施開始

- ・ 3ヶ月に1回以上

# 身体拘束廃止未実施減算

14

## 指針の整備

- 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- 身体的拘束等適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

※利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること

# 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

15

## 居宅介護支援事業所

1. 指定居宅介護支援事業所の所在する所在する建物の同一の敷地内
2. 隣接する敷地内の建物
3. 指定居宅介護支援事業所と同一の建物
4. 当該居宅介護支援事業所における1月あたりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物

※上記に居住する利用者に対し指定居宅介護支援を行った場合は**減算**が適用されます。

## 居宅介護支援事業所

居宅サービス計画の作成にあたって

1. 複数の指定居宅サービス事業所等の紹介
2. 居宅サービス計画原案に位置付けられた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求められることができること  
➡これらの説明を理解したことについて利用申込者から署名を得ることが必須であったが、努力義務に変更された。
3. 前6月間に居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の居宅サービス事業所又は地域密着型サービス事業所によって提供されたものが占める割合  
➡これらの説明は必須であったが、努力義務に変更された。しかし、利用者又はその家族へ説明を行い、理解を得るように努めること。

※上記①について説明を行っていない場合は、当該利用者について所定単位から減算が適用されます。

# 「書面掲示」規制の見直し

17

## 概要

- 事業所の運営規程の概要及び重要事項について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう原則としてウェブサイトに掲載・公表すること。

### 介護サービス情報公表システムへの報告④



### 運営規程の概要等の重要事項等の情報（※法人のHP等又は情報公表システム上）に掲載

#### 5. ① 「書面掲示」規制の見直し

##### 概要 【全サービス】

○ 運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。【省令改正】【告示改正】【通知改正】  
（※令和7年度から義務付け）

厚生労働省「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」より引用・編集

【参考】情報公表で重要事項等を掲載する場合、入力画面の「手順3 事業所の特色」の中の法令・通知等で「書面掲示」を求めている事項に当該入力項目があります。

● 法令・通知等で「書面掲示」を求めている事項の一覧

利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(運営規程の概要等)

※PDF・Excel・wordファイルのみ  
※2MBを超えるファイルはアップロードできません

ファイル1	ファイル2	ファイル3
<input type="button" value="ファイルの選択"/> ファイルが選択されていません	<input type="button" value="ファイルの選択"/> ファイルが選択されていません	<input type="button" value="ファイルの選択"/> ファイルが選択されていません
タイトル	タイトル	タイトル
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

# 算定要件の見直しがあった加算

## 地域密着型通所介護

18

加算名	変更事項
認知症加算	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 算定要件である「認知症のもの占める割合」を20%から15%に緩和。</li><li>・ 認知症ケアに関する事例の検討や技術的指導に関する会議を開催することが追加。</li></ul>
入浴介助加算	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 加算Ⅰの要件に入浴介助に関する研修の実施を追加。</li><li>・ 加算Ⅱの要件である「医師等による助言」について医師の代わりに介護職員が訪問し医師の指示のもとICT機器を活用して状況把握を行い、医師が評価・助言する場合も算定が可能。</li></ul>
科学的介護推進体制加算	<ul style="list-style-type: none"><li>・ LIFEへのデータの提出頻度を少なくとも「3か月に1回」に見直し。</li></ul>
ADL維持等加算	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 加算ⅡについてADL利得の要件について「2以上」を「3以上」に見直し。</li></ul>
個別機能訓練加算	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 個別機能訓練（Ⅰ）ロにおいて、現行、機能訓練指導員を「通所介護等を行う時間帯を通じて1名以上配置しなければならない」を「配置時間の定めなし」に緩和。</li></ul>

# 算定要件の見直しがあった加算 認知症対応型共同生活介護

加算名	変更事項
医療連携体制加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体制要件と医療的ケアが必要な者の受入要件を分けて評価を行い、医療的ケアが必要な者の受入要件については、対象となる医療的ケアを追加。</li> </ul>
科学的介護推進体制加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ LIFEへのデータの提出頻度を少なくとも「3か月に1回」に見直し。</li> </ul>
夜間支援体制加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見守り機器等を導入した場合の加算算定を見直し。</li> </ul>



# 算定要件の見直しがあった加算 小規模多機能型居宅介護

加算名	変更事項
総合マネジメント体制強化加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加算区分ⅠとⅡの区分に見直し、Ⅰの算定要件に地域共生社会の実現に資する取組（地域住民からの相談受入体制や連携など）を追加。</li> </ul>
科学的介護推進体制加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・LIFEへのデータの提出頻度を少なくとも「3か月に1回」に見直し。</li> </ul>
認知症加算（短期利用除く）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加算区分を現行のⅠ・ⅡからⅠ～Ⅳの区分に見直し、新たに認知症ケアに関する専門的研修修了者の配置や認知症ケアの指導、研修等の実施を評価する新たな区分を設ける。</li> </ul>

# 算定要件の見直しがあった加算

21

## 看護小規模多機能型居宅介護

加算名	変更事項
総合マネジメント体制強化加算（短期利用除く）	・加算区分ⅠとⅡの区分に見直し、Ⅰの算定要件に地域共生社会の実現に資する取組（地域住民からの相談受入体制や連携など）を追加。
科学的介護推進体制加算	・LIFEへのデータの提出頻度を少なくとも「3か月に1回」に見直し。
緊急時訪問看護加算（短期利用除く）	・介護保険の訪問看護等におけるターミナルケアの内容が医療保険におけるターミナルケアと同様であることを踏まえ、単位の見直しを行う。（2,000単位→2,500単位）
認知症加算（短期利用除く）	・加算区分を現行のⅠ・ⅡからⅠ～Ⅳの区分に見直し、新たに認知症ケアに関する専門的研修修了者の配置や認知症ケアの指導、研修等の実施を評価する新たな区分を設ける。
排泄支援加算	・Ⅰについて、看護師による評価を少なくとも「6か月に1回」から「3か月に1回」に見直し。
褥瘡ケアマネジメント加算	・利用開始時にすでに発生していた褥瘡が治癒したことについても評価を行う。